

山梨近代人物館管理運営業務委託契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）と
は、山梨近代人物館（以下「人物館」という。）の管理及び運営について次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）施設運営に関する業務
- （2）教育普及事業
- （3）広報事業
- （4）施設・設備の維持管理業務
- （5）安全対策に関する業務
- （6）その他

（委託業務の内容）

第2条 乙は、別紙仕様書により委託業務を処理しなければならないものとする。

（施設等）

第3条 人物館とは、県庁舎別館内に位置する、導入展示室・人物紹介室・情報展示室・旧知事室・県政歴史展示室・正庁からなる展示施設である。

- （1）所在地 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁舎別館内
- （2）委託の範囲

ア 施設等の名称及び数量

導入展示室・人物紹介室・情報展示室（175.5㎡）、旧知事室（75.3㎡）、
県政歴史展示室（32.4㎡）、事務室（43.2㎡） 合計 326.4㎡

イ 備品

別紙備品目録のとおり。

なお、委託期間内に甲が設置若しくは購入した設備、又は備品等の維持管理についても乙が受託するものとする。

（委託期間）

第4条 委託期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 甲は、委託業務に対する委託料として金
円（うち消費税及び地方消費税額
円）を乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第6条 委託料は、4月、7月、10月及び1月の4回に分けて均等に支払うものとし、乙は、書面により甲に請求するものとする。

2 前項に規定する支払は、甲は乙からの適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に前金払の方法により委託料を支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

4 甲は、第16条の調査等の結果、乙の責めに帰すべき事由により委託業務の一部が実施されていないことが確認された場合には、委託料の一部の支払を拒み、又は既に支払った委託料の一部の返還を乙に請求することができる。

（契約解除による委託料の返納）

第7条 乙は、第23条の規定により、契約期間満了前に本契約を解除された場合において、前金払により支払を受けた委託料のうち契約期間の残余の期間に充当されるべき金額を甲に返納しなければならない。この場合において返納すべき金額は日割り計算によるものとする。

2 乙は、当該金額を契約解除の日から30日以内に甲の指定する日（以下「返納期限」という。）までに甲に返納しなければならない。

- 3 乙が、その責めに帰すべき事由によって、返納期限までに当該金額を支払わない場合は、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。

(契約保証金)

第8条 甲は、山梨県財務規則第109条の2第7号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持等)

第11条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙及び業務に従事する者が山梨県個人情報保護条例（平成17年条例第15号）に定める義務に違反したときは、乙に必要な措置を指示することができる。

(責任者)

第13条 乙は、委託業務の管理を行う責任者を定め、その氏名その他の必要な事項を甲に通知しなければならない。責任者を変更したときも同様とする。

- 2 責任者は、この契約の履行に関し、委託業務の管理及び統括を行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(業務計画等)

第14条 乙は、契約の日から30日以内に次に掲げる事項を記載した業務計画書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 業務運営体制
- (2) 業務分掌
- (3) 事業の概要及び実施期間
- (4) 業務に係る収支予算
- (5) 緊急時連絡体制並びに緊急連絡網
- (6) その他甲が必要と認める事項

- 2 乙は、前項の規定により提出した業務計画書を変更しようとする場合は、甲の承認を受けなければならない。

(業務実績報告書)

第15条 乙は、委託期間終了後、30日以内に次に掲げる事項を記載した業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 利用状況
- (2) 業務の実施状況
- (3) 業務に係る収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

- 2 甲は前項の規定により乙から書類の提出を受けたときは、遅滞なく当該委託業務が契約の内容に適合する検査を行うものとする。

(調査等)

第16条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

2 乙は、甲の求めに応じて経理書類その他の資料を提出するものとする。

(施設等の供与)

第17条 甲は、乙が委託業務を処理するにあたって必要とする人物館の施設等を乙に供与するものとする。

(施設の維持保全)

第18条 乙は、第3条により委託された施設等を常に善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

(経費の負担)

第19条 甲は、次に掲げる経費を負担するものとする。

(1) 乙が委託業務を処理するにあたって必要とする人物館の施設等に係る電気料

(2) その他甲が特に認めた経費

(遵守事項)

第20条 乙は、施設等の管理について、関係法令、条例、規則及び甲の指示を遵守しなければならない。

2 乙は、業務委託仕様書第1(1)「基本方針」を十分理解して運営しなければならない。

(契約内容の変更)

第21条 契約締結後において、不測の事態等に基づく状況の変化など特別な事情により契約内容が著しく不相当と認められる場合は、甲乙協議のうえ委託料、委託期間その他の契約内容を変更することができるものとする。

(延滞違約金)

第22条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料(遅延による支障が少ないと認められるもの)あつては、未履行部分に相当する額)に対して、民法(明治29年法律第89号)第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

(甲による契約の解除)

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

(3) 第25条の規定によらないで、この契約の解除の申出があつたとき。

(4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。

(5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(危険負担)

第24条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙による契約の解除請求)

第25条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

(返還)

第26条 乙は、第23条及び第25条の規定により契約を解除された場合は、直ちに施設等を甲に返還しなければならない。

(事故等の処理)

第27条 乙は、委託業務の遂行に重大な支障をきたし、又はきたすおそれがある事故等が発生した場合は、速やかにその旨を甲に報告し、指示を受けなければならない。

2 乙は、施設等に異常が生じたときは、直ちに甲に届けなければならない。

(賠償義務)

第28条 乙は、その責に帰すべき理由により、施設を滅失し、若しくはき損したときは、これらを原状に復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(経理及び書類の整備)

第29条 乙は、委託業務と本委託業務以外の業務を区分して経理しなければならない。この場合において、本委託業務に係る金銭については、専用の口座で管理するものとする。

2 前項の委託業務に係る会計書類は、業務年度終了後5年間保存しなければならない。

(信義等)

第30条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の費用)

第31条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第32条 甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(契約に定めのない事項)

第33条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた事項については、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年4月 日

甲 甲府市丸の内1-6-1

山梨県知事 長崎 幸太郎

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）を明確にし、及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を設置しなければならない。

(作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、作業従事者及びセキュリティ責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) この個人情報取扱特記事項の内容

(2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）により罰則が適用される場合があること。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行うよう努めるものとする。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、甲が本件受託業務を処理する場所として指定した場所以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

(1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。

(2) 乙が本件受託業務を行う上で甲が指定した場所以外の場所で本件個人情報を取り扱うことが必要なとき。

2 乙は、正当な理由があるときを除き、前項に規定する甲が指定した場所から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第3条の規定により明確にされた作業従事者及び同条の規定により設置されたセキュリティ責任者以外の者をして本件受託業務に従事させないこと。

(2) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

(3) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

(4) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならないこと。

(5) 本件個人情報が記録された資料等のうち不要となったものについて、業務終了後直ちにこれを甲に返却し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(取得の制限)

- 第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。
- 2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

- 第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者に委託してはならない。

(調査等)

- 第10条 甲は、乙による本件個人情報の取扱い状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

- 第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不相当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

- 第12条 乙は、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損に係る事件又は事故(本条において「事件等」という。)が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。
- 2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求をすることができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

- 第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。